

子ども・子育て支援法に基づく利用定員の設定について

特定教育・保育施設に係る利用定員を定めることについて、子ども、子育て支援法第31条第2項に基づき、以下のとおり、子ども・子育て会議の意見を聴取します。

1 教育特定・保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用定員の設定（令和7年2月1日、4月1日※）

No.	施設・事業所名	類型	所在地	事由	認可定員	利用定員						
						変更前	変更後	増減内訳				計
								1号認定	2号認定	3号認定		
満1歳未満	満1歳以上											
1	eキッズ居宅訪問保育	居宅訪問型保育事業	新宿区新宿一丁目28番3号TSG御苑ビル8階	新規		0	1		1	0	0	1
2	(仮称)高井戸保育園	保育所	高井戸西一丁目31番3号	民営化	95	0	95		54	11	30	95
3	(仮称)ピヨピヨおうちえん	小規模保育事業	上荻二丁目7番9号イタル上荻1階	移行	12	0	12		0	2	10	12
4	(仮称)doors南阿佐ヶ谷	事業所内保育事業	阿佐谷南一丁目11番8号Bell House Asagaya101	設置者変更	12	0	12		0	4	8	12
5	(仮称)doors新高円寺	事業所内保育事業	梅里一丁目8番10号ドゥエル佐藤1階	設置者変更	12	0	12		0	0	12	12
6	(仮称)レストナック幼稚園	幼稚園	和泉二丁目41番18号	移行	105	0	105	105	0	0	0	105
計					236	0	237	105	55	17	60	237

※No.1の利用定員の設定は令和7年2月1日付け、No.2～6の利用定員の設定は令和7年4月1日付け。

2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用定員の変更並びに廃止等（報告）別紙参照。

3 利用定員の増減

項目	利用定員							
	変更前	変更後	増減内訳					計
			1号認定	2号認定	3号認定			
満1歳未満	満1歳以上							
特定教育・保育施設	利用定員の設定の計	0	200	105	54	11	30	200
	利用定員の変更の計	342	283	▲60	3	▲2	0	▲59
	廃止の計	95	0	0	▲54	▲11	▲30	▲95
特定地域型保育事業	利用定員の設定の計	0	37	0	1	6	30	37
	廃止の計	38	0	0	0	▲6	▲32	▲38
認可外保育施設	廃止の計	70	0		▲54	0	▲16	▲70
合計	545	520	45	▲50	▲2	▲18	▲25	